

調査報告書

2023年2月16日

大日本図書株式会社特別調査委員会

2023年2月16日

大日本図書株式会社 御中

大日本図書株式会社特別調査委員会

委員長 西 岡 清 一 郎

委 員 金 山 卓 晴

委 員 高 根 和 也

委 員 柳 澤 千 賀 子

目 次

第1	本報告書について	3
第2	調査方法について	3
1	ヒアリング	3
2	関係資料.....	3
3	前提条件及び留保事項	3
第3	藤井寺事案の追加調査結果	4
1	認定事実.....	4
2	藤井寺事案に対する評価	4
第4	その他の採択地区に関する追加調査	4
1	京都市の事案について	4
2	その他の自治体について	8
第5	まとめ	9

第1 本報告書について

本報告書は、当委員会が提出した2023年1月25日付け調査報告書（以下「1月報告書」という。）の内容のうち、当委員会において追加調査が必要であると判断した部分について更なる調査を行い、その結果を報告するものである。

なお、本報告書に用いられている略語のうち、本報告書に定義がないものは、1月報告書の略語表に従う。

第2 調査方法について

当委員会は、本報告書を作成するにあたり、以下の調査を行った。

1 ヒアリング

(1) 当委員会が、本報告書の作成のために追加でヒアリングを行った者は、以下のとおりである。

- ① 藤井寺事案及び下記京都市の事案に関係する大日本図書の職員1名に対する、対面及びウェブ会議システムによるヒアリング（延べ2回）
- ② 下記京都市の事案の外部関係者6名に対する、対面又はウェブ会議システムによるヒアリング（延べ6回）
- ③ 下記京都市の事案の外部関係者1名に対する、書面によるヒアリング（延べ1回）
- ④ 下記その他の自治体の事案の外部関係者1名に対する、書面によるヒアリング（延べ1回）

(2) なお、当委員会は、藤井寺事案及び下記京都市の事案の外部関係者合計9名に対し、調査への協力を求める要請書を送付したところ、前記②ないし④に掲げた8名については協力を得ることができたが、その余の1名からは応答がなく、ヒアリングを実施することはできなかった。

2 関係資料

当委員会は、大日本図書から、調査事項に関連する資料の提供を受け、また公開されている資料を自ら収集し、これらの資料の精査を行うとともに、前記ヒアリングに際して、ヒアリング対象者から説明を受けるなどの調査を行った。

3 前提条件及び留保事項

本報告書の前提条件及び留保事項は、1月報告書と同様である。

第3 藤井寺事案の追加調査結果

1 認定事実

- (1) Y1は、2020年3月10日、C氏から、D氏の子が大学に合格した旨の情報を入手したため、そのお祝いの会を開催しようと考え、C氏、D氏、E氏及びX1と日程調整を行った。その結果、E氏は都合がつかなかったものの、残りの4名で同月27日にお祝い会を開くこととなった。
- (2) C氏、D氏、X1及びY1は、同月27日、大阪府松原市内の飲食店で前記お祝い会の趣旨の会食を行い、Y1は、4名分の代金合計3万7508円（消費税込み）を支払った。かかる代金は、後日、経費として精算され、大日本図書において負担することとなった。

2 藤井寺事案に対する評価

前記C氏及びD氏との会食の存在を踏まえても、藤井寺事案に対する評価は、1月報告書35頁第3の4「(8) 藤井寺事案の評価」に記載したとおりである。

第4 その他の採択地区に関する追加調査

1 京都市の事案について

1月報告書39頁第3の5「その他の採択地区」(1)ア及びイに記載の7つの事案のうち、同ア(エ)を除く6つの事案は、いずれも京都市における事案であり、詳細は、以下のとおりである。

(1) 2019年（小学校採択年度）【¹】

- ア Y1は、3月16日、京都市内の飲食店において、当時の京都市の指導主事1名、ほか3名と会食を行った。かかる会食の目的は、中学校に関する教育現場での取り組みについて意見交換をする点にあり、会食の場において、採択に関する具体的な話がされることはなかった。かかる会食の代金は、5名合計5万5000円（消費税込み）であり、Y1がこれを支払った。かかる代金は、後日、経費として精算され、大日本図書において負担することとなった。
- イ Y1は、5月8日、営業活動の一環として京都市内の小学校訪問を行う中で、同市内の特定の小学校校長が2019年度に行われる採択の選定委員に選ばれる可能性が高いことを知った。そこで、Y1は、同日、同校長が在籍する小学校を訪問して、同人に大日本図書の教科書の内容を説明した。Y1は、同校長と

¹ 本項における日付は、特段ことわりのない限り、「2019年」である。

の面会后、X1 と相談の上、大日本図書の教科書の内容を同校長に詳しく知ってもらうため、見本本を同校長に交付することとし、同月 11 日、X1 とともに、同校長の自宅を訪問した。

なお、同校長は、当委員会からのヒアリングに対し、X1 及び Y1 から自宅訪問を受けて見本本を受領した事実はない旨回答しているところ、当委員会が実施したその他のヒアリング及び収集した資料を踏まえても、X1 又は Y1 が同校長に見本本を渡したという確たる証拠は見当たらなかった。したがって、X1 及び Y1 が、実際に同校長に見本本を提供した可能性は否定できないものの、当委員会が調査した範囲において、かかる事実の存在を認めるに至らなかった。

ウ Y1 は、6 月 8 日、X1 及び大日本図書の教科書の著者（大学教授）とともに、当時の京都市の指導主事 1 名（前記アの指導主事とは別の人物）と、大阪府大阪市内の飲食店において会食を行った。当該会食は、かねてから互いに親交のあった当該指導主事と当該著者を交えて、X1 及び Y1 が同人らとの親交を深めることを目的として、X1 及び Y1 が設定したものであり、会食の場で、小学校の教科書採択に関する具体的な話はされなかった。かかる会食の代金は、4 名で合計 3 万 8286 円（消費税込み）であり、Y1 がこれを支払った。かかる代金は、後日、経費として精算され、大日本図書において負担することとなった。

なお、当該指導主事は、当委員会からのヒアリングの際に、前記の会食を行った事実自体について記憶がないと述べているが、当委員会が実施したその他のヒアリング及び収集した資料によれば、指導主事が会食に参加した事実が認められる。

エ X1 及び Y1 は、12 月 7 日、大阪府大阪市内の飲食店において、前記ウの指導主事と会食を行った。かかる会食は、同指導主事が別の用事で大阪市に立ち寄ることになったため、親交を深めるため大日本図書から誘って設定したものであり、会食の場において、教科書採択に関する具体的な話はされなかった。かかる会食の代金は、3 名合計 1 万 9448 円（消費税込み）であり、Y1 がこれを支払った。かかる代金は、後日、経費として精算され、大日本図書において負担することとなった。また、X1 は、同日、かかる会食直前まで東京に出張していたことから、そのお土産として、同指導主事に対し、東京都内で購入したお菓子（消費税込み 4752 円）を手渡した。

なお、当該指導主事は、当委員会からのヒアリングの際に、前記の会食を行った事実自体について記憶がないと述べているが、当委員会が実施したその他のヒアリング及び収集した資料によれば、指導主事が会食に参加した事実が認められる。

(2) 2020年(中学校採択年度)²⁾

ア X1及びY1は、2月13日、京都市内の飲食店において、当時の京都市内の中学校教諭2名とともに会食を行った。かかる会食は、親交を深めるために、大日本図書から誘って設定されたものであり、中学校採択に関する具体的な話はされなかった。かかる会食の代金は、4名合計4万5000円(消費税込み)であり、Y1がこれを支払った。かかる代金は、後日、経費として精算され、大日本図書において負担することとなった。

なお、かかる会食の終了間際に、Y1は、前記中学校教諭2名から、それぞれ会費を徴収したが、その金額は1万円に満たない金額(両名の金額は同じ。)であり、前記合計金額4万5000円を参加人数4名で除した金額よりも低額であった。

イ Y1は、3月24日頃、再任用の常勤講師として京都市内の複数の小学校に勤務していた指導員1名から、その業務に用いるため、次年度(翌4月)から用いる教科書を見せてほしいと依頼を受けた。かかる依頼を受けた当時、大日本図書においては、まだ次年度から用いる教科書の供給本の販売を開始していなかったため、Y1は、X1と相談の上、同指導員に見本を送付することとし、同日頃、同指導員の自宅に見本を郵送した。

なお、同指導員は、当委員会からのヒアリングに対し、Y1に依頼したのは「見本の献本」ではなく、「教科書の購入」である旨回答している。

ウ X1及びY1は、12月8日、京都市内の飲食店において、当時の京都市内の小学校校長1名と会食を行った。かかる会食は、同校長の勤める小学校におけるICT教育の実情を知る目的で、大日本図書から誘って設定した会食であり、会食の場で、採択に関する具体的な話はされなかった。かかる会食の代金は、3名合計3万6040円(消費税込み)であり、Y1がこれを支払った。かかる代金は、後日、経費として精算され、大日本図書において負担することとなった。

(3) 京都市の採択状況

京都市における直近3回の教科書採択の状況(ただし、大日本図書が教科書を発行している教科に限る。)は、以下のとおりである。

²⁾ 本項における日付は、特段ことわりのない限り、「2020年」である。

ア 小学校

教科	採択年度		
	2010年	2014年	2019年
算数	啓林館	啓林館	啓林館
理科	大日本図書	大日本図書	大日本図書
生活	光村	光村	光村
保健	学研	学研	学研

イ 中学校

教科	採択年度		
	2011年	2015年	2020年
数学	啓林館	啓林館	啓林館
理科	大日本図書	大日本図書	大日本図書
保健体育	東京書籍	東京書籍	東京書籍

(4) 京都市の事案に対する評価

ア X1 及び Y1 は、京都市の現職の指導主事や小中学校の教諭といった採択関係者らと、大日本図書の費用負担の下で会食を行っており、行動規範に違反する不適切な行為があったことは明らかである。この点について、大日本図書は責任を免れない。

イ 一方で、1月報告書にも記載したとおり、前記に掲げた会食は、いずれもそのほとんどが、採択期間（4月1日から9月16日）外に行われたものであり、会食の場で必ずしも採択に関する話題が出ていたわけではなく、大日本図書の役職員が、採択において何らかの便宜を図ってほしいなど採択に向けた具体的な依頼をしたとは認められなかった。また、実際に、京都市における小中学校の教科書採択の結果を見ても、大日本図書の教科書が採択されているのはどの年度においても理科のみであり、また、前記の不適切な行為が行われる前から、大日本図書の理科の教科書は、同市において採択されていた。

これらの事実を総合的に考慮すれば、前記大日本図書の不適切な行動によって、採択結果が現実には歪められたとは認められない。

ウ 見本本を実際に提供したと認められた事例（第4の1(2)イ）について、大日本図書の対応は、行動規範において禁止されている「献本」に該当する。しかし、当該事例は、小学校の採択が行われた年度（2019年度）における3月24日頃、つまり、採択手続がすべて終了しており、既に採択された小学校用の教科書の使用が翌月から始まろうとしている時期に、その小学校用の教科書を

「献本」したというものである。このような経過からすれば、この事例により採択結果が歪められたとは認められない。

2 その他の自治体について

(1) 認定事実

- ア Y1 は、2019年12月頃、関西地区内にある特定の自治体の教育長にお歳暮を贈ろうと考え、同月10日、会社の経費にてお歳暮用の食品(消費税込み5400円)を購入した。
- イ Y1 は、同月12日、お歳暮を渡すために同教育長の自宅を訪問したが、同教育長が不在だったため、同人の同居家族にお歳暮を渡してその場を立ち去った。同教育長は、帰宅後、Y1がお歳暮を持ってきたことを知ると、Y1に電話をかけ、このような品物は受け取ることができないので持って帰るよう要請した。Y1は、電話越しに、お歳暮の中身が食品である旨を伝えたが、同教育長の意向は変わらなかった。
- ウ Y1 は、同月14日、再度同教育長の自宅を訪問した。同教育長は、玄関先で応対し、Y1に対し、前記お歳暮(開封しておらず、Y1が持参した時の状態のままのもの)を差し出して、持ち帰るよう要請した。しかし、Y1は、これを持ち帰ろうとせず、中身が単なる食品であることを再度説明し、同教育長をなだめながら、半ば無理やりの形で、お歳暮をそのまま同教育長の自宅に置いてその場を立ち去った。教育長は、当委員会からの照会に対し、食品の受領を否定しており、その後、かかるお歳暮がどのように取り扱われたかは、当委員会の調査では明らかにならなかった。

(2) その他の自治体に対する評価

Y1が、前記教育長の自宅を訪問して、物品を提供することは、行動規範に違反する行為であり、不適切であったといわざるを得ない。

もともと、前記教育長にお歳暮を送った時期及び内容物に照らせば、本件行為は、時節柄の挨拶という社会的儀礼の意味合いが強く、教科書採択に関して何らかの便宜が図られることを意図して行われたものとまでは認められない。また、Y1からお歳暮を受け取ることにつき、教育長側は明確に抵抗の意思を示していたと認められ、採択関係者側の規範意識は正しく保たれていた事案であるとみることもできる。また、Y1は、教育長が自宅を不在にしている中でお歳暮を同居人に手渡し、後日再度自宅を訪問した際も、教育長の要請にかかわらず品物を持ち帰らなかったことからすると、教育長は、その後実際にお歳暮を直ちに処分した可能性があり、本件事案は、採択の結果に影響を与えるものではなかったと認めるのが相当である。

第5 まとめ

以上から、1月報告書に記載した藤井寺事案を含め、採択の結果が現実に歪められたと評価されるべき事案は存在しない。

以上